

報告第十七号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のどおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

平成二十九年九月二十一日

江戸川区長 多田正見

訴えの提起調書 (総括表)

No. 1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	428,600 円	11 件
合 計	428,600 円	11 件

訴えの提起調査

No. 2

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金
担当部課 生活振興部地域振興課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				貸付金額	当事者
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日			
1	69,000 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第33008号	平成28年8月31日	平成12年1月21日	250,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)	
2	12,500 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第33783号	平成28年9月26日	昭和60年4月30日	150,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)	
3	60,300 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第36373号	平成28年8月19日	平成15年1月10日	215,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)	
4	35,900 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第37377号	平成28年10月25日	平成15年11月21日	200,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)	
5	46,500 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成28年(ハ)第37981号	平成28年11月2日	平成9年3月26日	200,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)	
6	29,400 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第11639号	平成28年11月22日	平成12年12月12日	250,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)	
7	32,000 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第14441号 ※ 平成29年(ハ)第14442号 ※	平成29年2月2日	平成17年2月21日	500,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (連帯保証人)	
8	30,000 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第24918号	平成29年3月3日	平成9年3月5日	200,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)	
9	20,000 円	平成29年7月27日	東京簡易裁判所 平成29年(ハ)第30430号	平成29年6月14日	平成12年3月24日	250,000 円	原告 江戸川区 被告 葛飾区民 (連帯保証人)	
10	24,000 円	平成29年7月27日	横浜簡易裁判所 平成28年(ハ)第1964号	平成28年9月2日	平成12年12月26日	250,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)	
11	69,000 円	平成29年7月27日	四日市簡易裁判所 平成28年(ハ)第324号	平成28年8月31日	平成12年1月21日	250,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者)	
計	428,600 円							

※ 同一の債権に対し、債務者及び連帯保証人からそれぞれ異議の申立てがあった。

(説明)

支払督促を申し立てた債権のうち、債務者又は連帯保証人から異議の申立てがあったものについては、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第395条の規定により支払督促を申し立てたときに遡って訴えの提起があったものとみなされる。本件は、訴えの提起後に専決処分を行ったものについて、議会に報告するものである。